

令和4年度第1回久喜市文化財保護審議会会議録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

司会 (堀内課長) それでは、これより令和4年度第1回久喜市文化財保護審議会の会議を開催いたします。

初めに、ただいまの出席者は7名でございます。

この人数は、久喜市文化財保護審議会条例第7条第2項の規定に基づく定足数に達しておりますのでご報告いたします。

また、本会議は久喜市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、原則公開としております。

あわせまして本日の内容は録音させていただき、後日同条例に基づき会議録を作成し、公文書館閲覧室への配架及び市ホームページで一般に公開することになりますのでご了解をお願いいたします。

議事の進行につきましては久喜市文化財保護審議会条例第6条第2項の規定により会長が行うこととなっておりますが、会長が決定するまでの間、私が仮議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、この場で席を移動せずに仮議長を務めさせていただきますので、ご了承願います。それでは着座にて失礼いたします。

仮議長 (堀内課長) それでは、会長と副会長が決定するまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

まず、(1) 会長と副会長の選出についてでございます。

久喜市文化財保護審議会条例第6条第1項に会長及び副会長につきましては、委員の互選によって定める旨が規定されてございます。

そこでまず会長の選出についてでございますが、立候補や推薦等がございましたら、ご意見をお願いいたします。

林委員

林のほうから推薦ということで、会長に板垣さん、副会長に齋藤さんを推薦したいと思います。

前回からの再任ということで、会長、副会長ともに再任されておりますので、そのほうが会議の運営上よろしいかと思えます。よろしくお願ひします。

仮議長

ただいま林委員から板垣委員を会長に、齋藤委員を副会長にというご意見がございました。

(堀内課長)

最初に会長の方をまず決めたいと思うのですけれども、ほかに皆さんからのご意見はございますか。

推薦、自薦がないようですので、お諮りしたいと思います。

会長につきましては板垣委員さんをお願いするということがよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

仮議長

はい、ありがとうございます。

(堀内課長)

ご異議がございませんので、板垣委員さんを会長ということで決定させていただきます。

続きまして齋藤委員さんを副会長にというご意見がございました。

こちらにつきましては齋藤委員さんをお願いするということがよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)



司会	それでは少し早いですが再開させていただきます。
(堀内課長)	初めに、会議録作成後の署名人について決定をお願いいたします。署名人につきましては、会長及び会長が指名する1名の構成員に署名をお願いしたいと考えておりますので、会長から指名をお願いいたします。
板垣会長	それでは初めに、署名委員の指名を行いたいと思います。 副会長であります齋藤委員さんをお願いをします。 よろしいでしょうか。
齋藤副会長	はい。
司会 (堀内課長)	ありがとうございました。それでは本日の会議の署名人につきましては、板垣会長と齋藤副会長をお願いしたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。  続きまして(2)審議会の運営等について、事務局から説明をいたします。
事務局 (小林係長)	それでは、配付いたしました資料に基づきましてご説明をさせていただきます。  資料2、資料3、資料4をご覧ください。主に資料3と資料4につきまして、解説申し上げます。新型コロナの関係もございましたので、なるべく簡略化しましてご説明申し上げます。  まず資料3の1ページをご覧ください。  文化財保護審議会条例でございますが、第1条には、ご存知かと思いますが文化財保護法に基づきまして本市の教育委員会が文化財保護審議会を設置するものでございます。  2ページ、第2条の所掌事務でございます。  当審議会ですが、文化財の指定及び解除に関すること、市指定文化財の修理復旧又は滅失若しくはき損の防止の措置に関する

ること、次に、市指定文化財の現状変更の許可及び環境保全のため必要な施設の勧告に関すること、また、文化財の買収、文化財の出品公開、その他必要と認める事項を所掌事務としていくところでございます。

続きまして5ページをご覧ください。第3条です。

審議会は、文化財保護審議委員10人以内ということでお願いしているところでございます。

6ページの第4条ですが、この文化財保護審議委員に関しましては、文化財に関し専門的及び技術的に識見を有する者のうちから、教育長の推薦により教育委員会が委嘱したものでございます。

7ページでございます。任期ですが2年でございます。ただし、委員は再任することができるものでございます。

8ページです。会長及び副会長ですが、委員の互選によりこれを定めるということになっておりまして、会長が会議の議長ということをお願いしているところでございます。

また副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは代行し、欠けたときは職務を行うということをお願いしているところでございます。

9ページでございます。第7条の会議ですが、会長が招集するものでございます。

10ページでございます。第8条ということで、教育委員会が文化財の専門的事項を調査する場合には、文化財調査委員を置くことができるというものでございます。

以上「久喜市文化財保護審議会条例 条例の解釈」ということで、資料3をお作りさせていただいた次第でございます。

続きまして資料4の「傍聴要領」でございますが、本日傍聴人の方はおりませんが、この内容の通り傍聴する場合の手続きや秩序の維持等の守るべき事項について定めたものでございます。ざっくりとではございますが以上でございます。

議長  
(板垣会長) ただいま説明いただいた内容につきまして何かご質問等がありましたらお受けしたいと思います。

杉山委員さん、お願いします。

杉山委員 第2条関係で(5)の文化財の出品公開に関する事なのですけれども、一応解釈の方ではですね、教育委員会が必要と認めるときは審議会に諮問することができるということなので、これは原則的には教育委員会で所掌し、審議会まで諮るのは特例というような位置付けでよろしいのでしょうか。

あともう一つですね、今の説明にありました第8条関係で文化財調査委員の設置ということなのですけれども、これは審議会の委員が兼ねる形というふうに解釈されているようなのですが、例えば審議会の委員で対応できない文化財が出てきた場合、臨時委員みたいな意味付けはないのでしょうか。

要するに、ここにいる審議会の委員がすべて文化財を分かるわけではないので、分からない文化財に対して例えばこの審議会の委員ではない人を臨時委員みたいな形でお願いする、そういった解釈というのはできないのでしょうか。

事務局  
(堀内課長) これは当初10人ということで、定数が決まっております、文化財保護審議会の委員さんがそのまま調査委員になるということで運用していたのですけれども、現在この10人というのは条例上の中では変わっていないのですけれども、必要に応じて必要な人をお願いするという形にしております。

特に天然記念物につきましては、高橋委員さんが今回退任されましたので、今年度もそうなのですけれども来年度以降も引き続きやっていただくために、この運用でやっていきたいというふうに考えております。

議長 よろしいでしょうか。はい、ほかにございますでしょうか。

(板垣会長) それでは、「傍聴要領」、資料2、3、4につきましては、異議がないということよろしいですか。

ありがとうございます。

司会 それではこれより(3)議事に入りたいと思います。

(堀内課長) 議事の進行につきましては板垣会長にお願いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

議長 はい、それでは次第(3)議事、令和3年度事業報告につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の小林でございます。よろしくお願ひします。

(小林係長) それでは、令和3年度事業報告につきましてご説明申し上げます。資料5の「久喜市教育委員会文化財保護課 令和3年度事業報告」というものをご覧ください。

まず、1「文化財保護審議会に関する事」ということで、昨年度の状況でございます。

文化財保護審議会ですが、第1回を令和3年9月13日、これは新型コロナの関係で書面開催させていただいたところございまして、令和2年度の事業報告、令和3年度事業計画案、それと令和3年度以降の文化財調査候補一覧をお諮りしたところでございます。

第2回が令和3年10月20日水曜日でございますが、文化財の調査について、第3回は令和4年3月16日に令和4年度

の事業計画案についてお諮りした次第でございます。

2 「指定文化財に関すること」ということで、指定文化財管理、活動補助事業でございますが、補助金の交付が8件、維持等交付金の交付が53件ございました。

また、文化財防火デーの周知というものがございまして、こちらは1月26日の文化財防火デーに合わせて、所有者の方々に防火・防犯の周知を60件行ったところでございます。

また、県・市天然記念物樹勢調査でございますが、高橋委員さんに、令和3年5月17日月曜日、指定天然記念物6件の樹勢を調査していただきました。

次のページでございます。3 「文化財の保護に関すること」ということで伝統芸能伝承でございます。

これは郷土伝統芸能の指導者の方々に謝金を支払うということと、郷土資料館のほうでございますが、鷲宮催馬楽神楽の伝承教室を去年は12回、9月と10月に実施しておりまして、受講者が延べ136人ございました。

また、民俗芸能等の周知ということで、ホームページ等で周知を図っているところですが、SNSでの発信は三密を避けるということから現在積極的には実施していないところでございます。

4 「文化財の公開に関すること」ということで、市指定文化財の吉田家水塚の運営事業でございますが、木・土・日曜日に公開をしておりまして、見学者数が682人でございます。

また、団体見学が3件91人ございました。

次に、菖蒲総合支所でございます本多静六記念館展示事業でございますが、見学者数4,357人、団体見学が3件119人



でございました。

5 「文化財の調査に関すること」ということで、菖蒲神社神道無念流関係の奉獻扁額を調べさせていただいたほか、鷲宮神社神道無念流関係の奉獻扁額も調べました。

また、鷲宮神社の宮内純関係の奉獻扁額も調べたところがございます。

旧菖蒲町にあった栢間赤堀改修碑、また天王山塚富士塚につきましても調査をしております。

6 「埋蔵文化財に関すること」でございますが、試掘調査を15件実施したものでございます。

また、天王山西遺跡の出土品の整理作業も継続的に行ったところがございます。

7 「文化財の活用・啓発に関すること」でございますが、出張講座のうち、学校関係のものが講師派遣4回、参加者155人、出張講座の学校以外のものが講師派遣3回、参加者154人でございます。

次に、『久喜歴史だより』の掲載で、毎月掲載したところがございます。

また、指定文化財への説明板の設置及び改修ということで、明倫館の説明板の張替を1件実施いたしました。

次に、文化財調査報告書作成事業でございますが、令和4年度も印刷製本事務をやっておりまして、偉人マンガ中島撫山の刊行に向けて去年と今年、事務をしているところです。

では次のページをご覧ください。8 「郷土資料館に関すること」でございます。

展示事業でございますが、特別展といたしまして「第11回

特別展「1964～その時代と久喜～」の開催を令和3年7月6日から令和3年9月5日まで開催したところでございまして、図録も刊行いたしました。

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、条件を付して展示室2において開催したところでございます。

また収蔵品展につきましても「ちょっと昔の道具たち」を開催いたしました。

スポット展につきましては「新たな市指定文化財」と「産米すごろくとたどる昔の農具」を開催しております。

また、特別展の関連講座で「久喜高校バレー部の大躍進とその時代の久喜」というものを、講師の先生に講演していただいたところでございます。

では、次のページにございます教育普及事業でございますが、歴史講座につきましては、新型コロナの関係で中止いたしました。

古文書学習会につきましては、全11回、延べ226人、実施したところです。

また、子ども歴史広場と資料館まつりにつきましては、残念ながら新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったものでございます。

資料館だよりは『笛の音』の第13号を発行いたしました。

最後のページ、資料調査等ということで、資料の収集は歴史資料等の寄贈受入が10件、資料調査が7件、収蔵資料の整理は民俗資料、古文書資料の整理や古文書の目録整理を実施したところでございます。

また、郷土資料館ボランティアの育成でございますが、事業

補助の活動としては、もともとの事業が中止になったことにより実施しておりませんが、古文書整理につきましては33回実施いたしました。

学芸員実習生の受入でございますが、8日間4人の方を受け入れたところでございます。

講師派遣ということで高齢者大学や市民大学等へ3回、参加者72人ということで実施いたしました。

団体見学は、小学校団体見学が8件、一般団体の見学者等が3件でございました。

昨年度の事業報告でございますが以上でございます。

議長

はい、ありがとうございます。

(板垣会長)

ただいまご説明のありました令和3年度事業報告につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

議長

まず私の方からお聞きしたいと思います。

(板垣会長)

まず、3ページの文化財調査で令和3年度、様々な調査が行われているということがわかりました。

報告書を作るとなると予算ですとかいろいろ難しい点もあろうかと思いますが、これらの成果を市民の方に分かりやすく伝えるということで、例えば広報を使うとか、資料館の一面を借りるといったこともあろうかと思しますので、その辺の工夫をお願いしたいということと、それから同じく3ページの偉人マンガの進捗状況につきまして説明をお願いいたします。

事務局

まず1点目の関係でございますが、文化財調査の成果をというところでございます。

(堀内課長)

こちらにつきましては『久喜歴史だより』にですね、分かりやすくこういうものがあるということでご紹介させていただい

ているものが何点かございます。

この中でいきますと、菖蒲神社の神道無念流関係奉獻扁額、それから鷲宮神社の二つの扁額、こちらにつきましては『久喜歴史だより』で昨年度から今年度にかけて、若干の報告をさせていただきます。

それから2点目の偉人マンガの進捗状況でございますが、去る6月議会におきまして補正予算が通りました。

また、当初、偉人マンガは全て補助団体の助成金で作るということで動いておりましたので、これを売ったりするのはできないというお話だったのですけれども、一般財源を確保してもらえれば売ってもよいと令和4年3月、年度末に話がかったので、急遽6月補正にそちらの方も上げて、今年度の10月8日から始まる中島敦の展示に合わせて一緒に売ろうということで印刷製本の発注に移行したところでございます。

議長

はい、ありがとうございます。

(板垣会長)

一点『久喜歴史だより』なのですが、久喜市民の方は見ているとは思いますが、会議資料の中に入れていただければ委員の皆さんが読めると思うので、検討いただければと思います。

委員の皆さん、何かございますか。はい。杉山委員さん。

杉山委員

指定文化財に関する事で指定文化財管理の項目なのですが、補助金とか維持交付金を出されていますね。

これ、いわゆる動産的な指定文化財というのは、所有権が移ってしまったり、あるいはその管理によってカビとか虫害とか起こったりする可能性があると思うのですが、それに対して、現物確認というのは教育委員会としてされているのでしょうか。

事務局  
(堀内課長) はい、定期的な継続性を持った現物確認というのは、従来は行ってきておりませんでした。

ただ、課題として、検討していかなければいけないかなというところは認識しているところです。

議長  
(板垣会長) 以上で、杉山さんよろしいですか。他に委員さん、ございますか。よろしいですか。

令和3年度事業報告につきましては、この内容で承知したということで進めたいと思います。

続きまして議事の2、令和4年度事業計画（追加分）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局  
(小林係長) はい、令和4年度事業計画（追加分）につきましては、令和3年度第3回の久喜市文化財保護審議会におきまして、ご審議いただきましたものでございますが、その後、若干の変更等が発生しましたことから、再度ご審議くださいますよう提出したものでございますのでよろしくお願いいたします。

それでは、令和4年度事業計画（追加分）につきまして、ご説明申し上げます。

資料の6番をご覧ください。1「文化財保護審議会に関すること」でございますが、第1回は令和4年の本日開催ということで、令和4年5月20日の任期満了による委嘱替ということで実施させていただいたところです。

2「指定文化財に関すること」でございますが、前委員の高橋さんが、県と市の天然記念物樹勢調査を令和4年5月23日に実施したところでございます。

次のページでございます、3「文化財の保護に関すること」の鷲宮催馬楽神楽伝承教室で、令和4年9月から10月に向け

て10回の開催を予定しております。

では次に4ページ、先程も少し触れましたが、文化財調査報告書作成事業ということで、令和4年の秋頃、10月の上旬頃なのですけれども、市内の各小学校へ偉人マンガ中島撫山を無償で配布する予定でございます。

次に8の「郷土資料館に関すること」ということで、特別展の詳細でございますが、第12回特別展「敦 中島家の系譜—中島敦没後80年—」を開催する予定でございます。令和4年10月8日の土曜日から令和4年12月4日の日曜日まで開催いたします。

また、同時期に偉人マンガ中島撫山、これを1,000部印刷し有償頒布する予定でございます。

また、外部連携展示ということで、春日部市教育委員会と宮内庁宮内公文書館との共催の展示に合わせまして、「明治天皇と久喜」というものを、郷土資料館の方で開催しているところでございまして、令和4年7月20日の水曜日から令和4年9月4日の日曜日までの開催ということで、現在行っております。

また、5ページなのですけれども、特別展関連講座といたしまして「中島敦の創作と漢籍典拠」の開催を予定しているところでして、講師は渡邊ルリ先生、東大阪大学の先生でございます。令和4年10月30日の午後2時から3時半に予定しているところでございます。

また、子ども歴史広場でございますが、これもこれからの状況で変わるかもしれませんが、令和4年8月3日、8月17日、8月24日と夏休みの時期に開催する予定でございます。

最後のページで6ページでございます。

郷土資料館ボランティアの育成でございますが、事業補助の活動を月2回程度、古文書整理を年間40回程度、実施予定でございます。

また、学芸員実習生の受入でございますが、今年の8月中旬に8日間実施予定でございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

議長

(板垣会長)

はい、ありがとうございます。では令和4年度事業計画の追加分につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思います。

新井委員さん、お願いします。

新井委員

4ページの外部連携展示の形なのですけれども、今回、春日部市教育委員会との共催とのことですが、これは地域連携展という形で宮内公文書館の資料を展示しているというケースだと思います。

先だって春日部の展示を私も見てきたのですけれども、地域連携の展示としては非常に中身の濃いものでした。

これまで実は宮内公文書館の資料は、ほとんどそれぞれの地域で公開されたことがない資料だったのですね。

今、宮内公文書館の方では積極的に外部の資料館や博物館に貸し出すような形で動き出しています。

きっかけは、やはり学芸員同士の交流というところがスタートだったらしいのですけれども、ぜひこの機会に、久喜に関する宮内庁関係資料を調査していただければと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの新井委員さんのご質問

(板垣会長) に対して事務局から回答をお願いいたします。

事務局  
(堀内課長) 今、開催しております連携展示につきましては、スケジュール的にかなり早い段階から動いていたというのではなく、急遽やってきたというもので、その中で予算も全くついてないという状況の中で、学芸員の努力によって形になったのかなというところがございます。

この中で今後のことにつきましては、協力できるところは協力していくという流れがあり、広域連携、こういったものも博物館法の中の流れとしてございますので、できるだけ早くスケジュールを考えながら動いていくということが、今後も重要なのかなという認識をしているところでございます。

また、宮内公文書館の調査につきましてはですね、一つこちらから行って調査をするということも必要だとは思いますが、今回の展示に関しましては、あらかじめ宮内庁のほうから久喜市に関係するものでこんなものがありますよという情報データが送られてきてまして、文章等もちゃんとついておりましたので、そういった文章を確認しながら使わせていただいたという経緯がございます。

現物については、調査が可能であれば調査をしながら進めたいというように考えているところでございます。

議長  
(板垣会長) はい、ありがとうございました。よろしいですか。ほかにもございますか。

私のほうで2ページ目のところの、伝統芸能伝承事業のところ、鷺宮催馬楽神楽の教室が9月から10月にかけて10回開催とあるのですが、これと一緒に国の補助金で地域の伝統行事等のための伝承事業がありますよね。



それも少し委員の皆さんにご紹介いただければと思います。

堀内課長お願いします。

事務局

(堀内課長)

はい。今、板垣会長の方からお話があったのは、市の事業ではございませんが、昨年度、国の方で補正予算の補助金の照会がありまして、鷺宮催馬楽神楽保存会のほうで継承のための映像記録をつくりたいということで応募しましたところ、これにお金がつきまして、今年度一年間をかけてこの伝承教室で使う第二座、それから第八座、この二つの内容を映像記録としてきちんと残すようにする予定です。

例えば、笛であれば後方から撮って指の使い方がわかるようなものであるとか、太鼓であれば、同じように太鼓の鳴らし方が分かるようなもの、つまり伝承教室で受講者に対して家で自学自習できるようなCD-ROMを渡せるような、そういう映像記録を作りたいというような提案でございました。

昨年度、新型コロナでも伝承教室が予定通り実施されたのですけれども、ちょうど国の制限がかかりまして、夜8時までしかできないということになりまして、当初7時半から9時までの1時間半でやる練習が制限されたということがあったので、そういうものも踏まえて映像記録でこの際残しておくことが重要ということで、手を挙げたものでございます。

また、鷺宮催馬楽神楽は白石さん1人が残ってようやく復興してきた中で、唯一、戦後からずっと活動を続けておりました今の名誉会長が90歳を超えてまだご健在のうちに、名誉会長のお話等も含めて残すことにやはり意味があるのではないかとということで、映像記録の方には名誉会長の方のインタビュー等も加えていきたいというふうに考えているところでございま

す。

議長  
(板垣会長) はい、ありがとうございました。委員の皆さん、ご意見等ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

ないようですので、令和4年度事業計画（追加分）の質疑を終わります。どうぞ健康に留意してこの計画を進行していただければと思います。ご承認いただける方は拍手でお願いいたします。

各委員  
(承認の拍手)

議長  
(板垣委員) はい、ありがとうございます。

それでは議事の3、その他につきまして、まず委員の皆様から何か伝達事項はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、事務局から何か伝達事項ございますか。

事務局  
(小林係長) はい、それでは事務局から事務連絡がございますので、少々お時間をいただきたいと思います。

まず、本市では市のホームページに審議会委員のお名前が掲載されるとともに、本市の公職者名簿へお名前、ご住所、電話番号が掲載されまして、この公職者名簿は公文書館の窓口で、市民の方にご覧いただけるものでございますが、この公職者名簿に掲載させていただくということによろしいでしょうか。

もしもご都合が悪いという方いらっしゃいましたら、会議後に個別に教えていただきますようお願いいたします。

次に、審議会へご出席いただいた際の報酬の支払いでございますが、今まで審議会の報酬や原稿執筆、講演会等をお願いした際に振り込ませていただきました口座に支払う予定でございますが、その口座の変更を希望される方いらっしゃいましたら、会議後に教えていただければ事務を進めさせていただきた

いと考えております。以上でございます。

議長  
(板垣会長)           ありがとうございます。今、事務局から一つが公職者名簿の掲載、それから二つ目が報酬の支払いの関係という報告がございました。ただいまの報告につきまして、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして議事のすべてが終了しましたので、皆様のご協力、大変ありがとうございました。進行を事務局に戻したいと思えます。ありがとうございました。

司会  
(堀内課長)           以上をもちまして、令和4年度第1回久喜市文化財保護審議会を閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和4年8月18日

板垣 時夫

齋藤 由加